

令和5年度 共通仕様書（土木工事編） 改正概要
（令和5年10月1日改正）

1. 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

番号	項目	内容	掲載頁
1	第1編 共通編 1-1-7 施工計画書	施工計画書に記載することを規定 (15)法定休日・所定休日（週休二日の導入）	(I)16
2	1-1-8 コリンズ (CORINS)への登録	コリンズの登録までの期間を明示 土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録	(I)12
3	1-1-22 建設副産物	再生資源利用計画と再生資源利用促進計画の記載追加 また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用（利用促進）計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	(I)21
4	1-1-32 週休二日の対応	週休二日に取り組むことを規定 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確認し実施に努めなければならない。	(I)39
5	1-1-40 交通安全管理	車両制限令（R3.7）及び道路法（R4.1）の改正による改定 一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、 <u>または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。</u>	(I)51
6	1-1-48 保険の付保及び 事故の補償	工事完成時の建退共の掛金充当実績総括表の提示先を変更 検査員→監督員	(I)62
7	1-1-52 石綿使用の有無	石綿障害予防規則の改正による改定 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、福島県知事に届出を行わなければならない。	(I)63
8	第2編 一般事項 2-3-1 一般事項	規格の追加 JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：	(I)133

		石炭ガス化スラグ骨材)	
9	<u>第3編 土木工事</u> 共通編 第2節 適用すべき諸基準	文言の追加 4(12)受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、 <u>中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</u>	(I)275
10	1-10-1 一般事項	適用工種の追加、削除 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 <u>足場工</u> 、その他これらに類する工種について定める。	(I)325
11	1-14-2 植生工	河川堤防で使用する種子の記載削除 また、河川堤防の法面(川表、川裏とも)においては、堤防を弱体化させる種子(菜の花、ホワイトクローバ、クズ等)や草丈が高くなる種子は使用しないものとする。 ↓ また、河川堤防の法面(川表、川裏とも)においては、堤防を弱体化させる種子や草丈が高くなる種子は使用しないものとする。	(I)372
12	<u>第4編 道路編</u> 6-5-3 覆工コンクリート	横目地の形状について規定 トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	(I)488
13	<u>第8編 ダム編</u> 1-3-5 岩盤面処理	適用工種の追加、削除 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。 ↓ なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況によ	(I)790

	り監督職員が変更を指示する <u>場合があるものとする。</u>	
--	----------------------------------	--

2. 共通仕様書（土木工事編Ⅱ）

番号	項目	内 容	掲載頁
●出来形管理基準			
14	1-3-7-4 組立て	鉄筋工の測定基準等に関する表現の変更 設計かぶり厚と最小かぶり厚の明確化、断面図を追記。	(Ⅱ)45
●品質管理基準			
15	1 セメント・コンクリート（転圧 コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。） 4 プレキャスト コンクリート製品（その他） 22 吹付工 23 現場吹付法 工 28 コンクリート ダム 29 覆工コンクリート（NATM）	2020 制定規格の追加 骨材のふるい分け試験と密度及び吸水率試験に JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）が追加 ※コンクリートダムにおいては、密度及び吸水率試験のみ	(Ⅱ)298-299 (Ⅱ)310-311 (Ⅱ)362-363 (Ⅱ)366-367 (Ⅱ)380-381 (Ⅱ)386-387
16	1 セメント・コンクリート（転圧 コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。）	試験項目の追加 コンクリートの試験項目に下記の2項目が追加。 ・セメントの水和熱測定 ・セメントの蛍光X線分析方法	(Ⅱ)300-301
17	14 アスファルト 舗装	規格値に関する補足の追加 ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	(Ⅱ)346-347

18	29 覆工コンクリート (NATM)	<p>テストハンマーによる試験時期・頻度の改正</p> <p>強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。</u></p>	(Ⅱ)394-395
19	39 鉄筋挿入工	<p>試験項目の改正</p> <p>必須 引抜試験 (受入試験) 引抜試験 (適合性試験)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>必須 引抜試験 (受入試験)</p> <p>その他 適合性試験</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>その他 引抜試験 (適合性試験)</p>	(Ⅱ)420

3. 共通仕様書 (土木工事編Ⅲ)

番号	項目	内容	掲載頁
20	2. 様式 提出書類一覧表	<p>様式の標準化</p> <p>国交省様式を使用することが出来る様式を拡大。</p>	(Ⅲ)14-17
21	出来形記入例	<p>記入例の追加</p> <p>出来形や管理図表記入例を追加。</p>	(Ⅲ)75
22	プルーフローリング試験	<p>参考様式の追加</p> <p>プルーフローリング試験の参考様式を追加。</p>	(Ⅲ)102